

農用地等促進計画による利用権設定等申出書

申出日 令和 年 月 日

下記の農地について、農地中間管理機構法に基づく利用権の設定をしたいので申し出ます。

甲 所有者（貸し手）	住 所		(フリガナ) 氏 名		電話		生年月日		
乙 耕作予定者（借り手）	住 所	法人の場合は所在地を記入	(フリガナ) 氏 名		電話	TEL： 携帯： FAX：	生年月日	法人の場合は設立年月日	法人の場合は代表者名記入

※借受者が法人の場合は法人名

1 農地の状況（甲が記入）

所 在 地			現況地目 どちらかに○	面 積 (㎡)	地域計画区域 どちらかに○	相続登記未了の場合		利用権の種類 どちらかに○	利用権設定期間	現在の耕作者	現在の作付 作物	作付け予定 の作物	備 考
大 字	字	地 番				土地の名義人	名義人との 続柄						
			田・畑		区域内 区域外			賃貸借 使用貸借	. . ~ . .				
			田・畑		区域内 区域外			賃貸借 使用貸借	. . ~ . .				
			田・畑		区域内 区域外			賃貸借 使用貸借	. . ~ . .				
			田・畑		区域内 区域外			賃貸借 使用貸借	. . ~ . .				
			田・畑		区域内 区域外			賃貸借 使用貸借	. . ~ . .				

2 耕作予定者の状況（乙が記入）

（1）主な農機具の所有状況

種 類	形 式	台 数
トラクター		
コンバイン		
田植機		
粃摺機		
乾燥機		

（2）農業経営状況

経 営 農 地	a
うち借入地	a

（3）主な栽培品目

主な品目			
面積(a)			

（4）担い手区分（いずれか1つに✓を記入）

☐ 認定農業者	☐ 認定新規就農者
☐ 集落営農法人	☐ 新規参入者
☐ その他農業者	

（5）耕作者となる予定の私は、農地法、種苗法等農業に関する法令の順守をしていることを申告します。☐
(✓を記入)

3 申出同意及び個人情報の取扱いについて（届出者記入）

上記農地に利用権設定を行うに際し、私が所有者(甲)または耕作者(乙)の同意を得て申請いたします。
また、当申出書により市並びに農地中間管理機構が知り得た情報を「1 農地の状況」の農地の所在する自治会及び農会またはその会員に公開することに同意します。
なお、当申出において何らかの問題が発生した場合は、責任をもって対処いたします。

※留意事項等

- ① この利用権設定等に関する申出については、土地の所有権を主張するものではありません。相続上等なんらかの問題が発生した場合は所有者（貸し手）側で責任をもって対処してください。農地中間管理機構、市町は一切関与しません。
- ② 本申出書の提出のみでは利用権設定がされるものではありません。本申出書をもとに、市町において登記簿謄本を取得し、法に基づく利用権設定書類を作成し、申出者双方に記名押印を依頼します。その後、農業委員会の意見を求め機構及び市町で検討し、市町等で公告されなければ利用権設定が有効とはなりません。
- ③ 賃貸借を希望される場合は、備考欄に反当の金額を記入してください。
- ④ 所有者の同意なく、利用権の期間中に本申出の耕作者の都合により耕作者が別の方に替わる場合があります。
- ⑤ 借り手は、利用権を設定した農地を適正に管理しなければならない。
- ⑥ 利用権設定期間は原則5年又は10年以上としますが、特段の事情がある場合はこの限りではありません。提出の際に市町の窓口でご相談ください。
- ⑦ 詳しくは、後日お渡しする利用権設定にかかる書類（第11号様式関係）の共通事項をご確認ください。
- ⑧ 後日の何らかのトラブルを防止するため、本申出書の写しを申出者双方で保管してください。

4 契約書の提出依頼書の発送先について（いずれか1つに✓を記入）

- ☐ 貸し手・借り手双方への送付を希望する（貸し手へ1部＋借り手へ1部）
- ☐ 貸し手への送付を希望する（貸し手へ2部）
- ☐ 借り手への送付を希望する（借り手へ2部）

署名	届出者氏名	連絡先
----	-------	-----

受 付
R . .

申出書記入例

農用地等促進計画による利用権設定等申出書

下記の農地について、農地中間管理機構法に基づく利用権の設定をしたいので申し出ます。

申出日 令和 年 月 日

甲 所有者（貸し手）	住 所	茨粟市□□町○○番地	（フリガナ） 氏 名	シソウ ハナコ 茨粟 花子	電話	0790-××-△△△△	生年月日	S○◇・△○.□○
乙 耕作予定者（借り手）	住 所	法人の場合は所在地を記入 茨粟市○○町□□番地	（フリガナ） 氏 名	シソウ タロウ 茨粟 太郎	電話	0790-□□-○○○○	生年月日	法人の場合は設立年月日 H○○・◇◇・△△

※借受者が法人の場合は法人名

1 農地の状況（甲が記入）

所 在 地			現況地目 どちらかに○	面 積 (㎡)	地域計画区域 どちらかに○		相続登記未了の場合 土地の名義人 名義人との続柄		利用権の種類 どちらかに○	利用権設定期間	現在の耕作者	現在の作付 作物	作付け予定 の作物	備 考
大 字	字	地 番			区域内	区域外								
○○	△△	××	田・畑	1,234	区域内	区域外			賃貸借	使用貸借	R8.11.1 ~ R18.10.31	茨粟 花子	水稻	水稻
			田・畑		区域内	区域外			賃貸借	使用貸借	. . . ~ . . .			
			田・畑		区域内	区域外			賃貸借	使用貸借	. . . ~ . . .			
			田・畑		区域内	区域外			賃貸借	使用貸借	. . . ~ . . .			
			田・畑		区域内	区域外			賃貸借	使用貸借	. . . ~ . . .			

2 耕作予定者の状況（乙が記入） ※必ず記載すること。

※留意事項等

（1）主な農機具の所有状況			（2）農業経営状況		
種 類	形 式	台 数	経 営 農 地	1000 a	
トラクター	30ps	1	うち借入地	800 a	
コンバイン	3条	1	（3）主な栽培品目		
田植機	4条	1	主な品目	水稻	大豆
初摺機	5.1inc	1	面積(a)	900	100
乾燥機	30石	1	（4）担い手区分（いずれか1つに✓を記入）		
			☒ 認定農業者 ☐ 認定新規就農者		
			☐ 集落営農法人 ☐ 新規参入者		
			☐ その他農業者		
（5）耕作者となる予定の私は、農地法、種苗法等農業に関する法令の順守をしていることを申告します。 ☒ （✓を記入）					

3 申出同意及び個人情報の取扱いについて（届出者記入）

上記農地に利用権設定を行うに際し、私が所有者(甲)または耕作者(乙)の同意を得て申請いたします。
また、当申出書により市並びに農地中間管理機構が知り得た情報を「1 農地の状況」の農地の所在する自治会及び農会またはその会員に公開することに同意します。
なお、当申出において何らかの問題が発生した場合は、責任をもって対処いたします。

- この利用権設定等に関する申出については、土地の所有権を主張するものではありません。相続上等なんらかの問題が発生した場合は所有者（貸し手）側で責任をもって対処してください。農地中間管理機構、市町は一切関与しません。
- 本申出書の提出のみでは利用権設定がされるものではありません。本申出書をもとに、市町において登記簿謄本を取得し、法に基づく利用権設定書類を作成し、申出者双方に記名押印を依頼します。その後、農業委員会の意見を求め機構及び市町で検討し、市町等で公告されなければ利用権設定が有効とはなりません。
- 賃貸借を希望される場合は、備考欄に反当の金額を記入してください。
- 所有者の同意なく、利用権の期間中に本申出の耕作者の都合により耕作者が別の方に替わる場合があります。
- 借り手は、利用権を設定した農地を適正に管理しなければならない。
- 利用権設定期間は原則5年又は10年以上としますが、特段の事情がある場合はこの限りではありません。提出の際に市町の窓口でご相談ください。
- 詳しくは、後日お渡しする利用権設定にかかる書類（第11号様式関係）の共通事項をご確認ください。
- 後日の何らかのトラブルを防止するため、本申出書の写しを申出者双方で保管してください。

- 4 契約書の提出依頼書の発送先について（いずれか1つに✓を記入）
- ☒ 貸し手・借り手双方への送付を希望する（貸し手へ1部＋借り手へ1部）
- ☐ 貸し手への送付を希望する（貸し手へ2部）
- ☐ 借り手への送付を希望する（借り手へ2部）

署名	届出者氏名	連絡先
	茨粟 太郎	090-○○○○-△△△△

受 付
R○・○・○
山崎 一郎

①申出日

申出書を提出する日を記入してください。

②貸し手の情報

貸し手の住所、氏名、電話番号、生年月日を記入してください。

この申出書への押印は不要です。

③借り手の情報

借り手の住所、氏名、電話番号、生年月日を記入してください。

この申出書への押印は不要です。

④貸し借りする農地

農地の大字、字、地番、現況地目、面積を記入してください。

「地域計画区域」欄は市が記入しますので、空欄にしてください。

⑤貸借の条件

賃貸借、使用貸借のいずれかに○を付け、利用権設定期間を記入してください。

利用権設定期間は、原則として5年または10年以上です。

登記名義人が亡くなっており、相続登記が済んでいない場合は、土地の名義人と貸し手との続柄を記入し、別紙の「農地貸付に関する同意書」を提出してください。

⑥耕作者・作付作物

現在の耕作者、現在作付けしている作物、今後作付けする予定の作物を記入してください。

⑦借り手の農業経営状況

借り手が所有する主な農機具、農業経営の状況、主な栽培品目、担い手区分を記入してください。

⑧契約書類の発送先

後日、市から契約書と提出依頼書を郵送します。契約書は、貸し手用と借り手用の2部です。

希望する発送方法を次の3つから1つ選び、チェックしてください。一方へ2部を送る場合は、受け取った方が相手方へ契約書を渡し、押印を取りまとめてください。

⑨届出者の氏名・連絡先

この申出書を取りまとめて提出する方の氏名と、日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。この申出書への押印は不要です。

申出から契約開始までの流れ

- 申出書を提出しただけでは、貸借は成立しません。申出後に送付される契約書への押印と期限内の提出が必要です。
- 申出書類の締切から契約開始までは、約3か月かかります。

1. 申出書類を提出 貸し手・借り手	2. 内容確認・書類作成 市	3. 契約書を発送 市	4. 契約書に押印・提出 貸し手・借り手	5. 公告・契約開始 市	6. 契約書の写しを双方へ交付 市
毎月20日締切（20日が閉庁日の場合は直前の閉庁日）	→ 申出内容などを確認	→ 翌月10日ごろ	→ 翌月末日まで	→ 約3か月後の1日	→ 契約開始月の中旬ごろ
必要書類を窓口へ提出し、契約書の発送先を選択	市が契約書を作成	選択された発送先へ契約書と提出依頼書を送付	契約書を確認・押印し、期限までに市へ提出	公告により貸借が始まります	貸し手・借り手へ、それぞれ契約書の写しを交付